

# 「ICT活用の手引」

～福岡県立明善高等学校～

令和4年12月23日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1 貸与端末の使用のルール及び注意点	2
2 生徒用アカウントの取り扱い	3
3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	3
4 生徒購入物品について	4
5 健康面への配慮	4
6 トラブルが起きた場合の対応	4
7 その他	5

## 1 貸与端末の使用のルール及び注意点

(1) 端末の貸与を受けた生徒及び保護者等は、学校長から貸与物品の管理運営に当たり、必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(2) 貸与物品の管理について

①貸与を受けた生徒及び保護者等は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて、学校長の指示に従い、細心の注意をもって管理しなければならない。

②貸与期間中は、原則として生徒及び保護者等が貸与物品を管理する。

③貸与物品は、原則として、毎日学校に持参し、自宅に持ち帰るものとする。

④貸与物品の充電は、自宅で行うものとする。

⑤貸与を受けた生徒は貸与物品の管理について以下の行為をしてはならない。

- ・貸与を受けた生徒以外の者（教職員及び保護者等を除く）に使用させ、又は転貸する。
- ・貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損する。
- ・貸与物品に装飾等を行う。
- ・貸出開始時の状態に復旧できない状態にする。
- ・貸与物品に許可なくソフトウェアをインストールしたり、本体の設定を変更したりする。
- ・その他貸与物品の貸与の目的に反する。

### (3) 貸与物品の使用について

- ①貸与物品は、本校内での学習活動及び自宅での家庭学習活動に利用することとし、学習活動以外の使用は禁止する。校内で使用する場合は、本校の授業・課外授業・特別活動等に関係する学習活動のみに利用すること。部活動等で使用する際は顧問の指導の下で行う。
- ②貸与物品のハードディスク内に、データを保存してはならない。

### (4) 貸与期間・貸与の取り消し・貸与物品の返却

- ①貸与期間は、貸与を決定した日から、本校に在籍する期間内とする。
- ②貸与を受けた生徒は、貸与終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- ③貸与期間内であっても、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき、貸与の決定を取り消すことがある。
- ④貸与の取り消しが行われた場合、学校が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

## 2 生徒用アカウントの取り扱い

- (1) 自分のアカウント・パスワードなどのメモは、他人に見られないように適切に管理する。
- (2) パスワードは、第三者に教えない。

## 3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- (1) ICT 機器を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行わなければならない。特に、自己や他者の個人情報の漏洩にならないように、十分に配慮しなければならない。

- (2) 学習活動に関わりのない写真や動画等を、貸与物品を用いて撮影してはならない。また、学習活動に関わりある写真や動画等であっても、プライバシーの侵害にならないように十分に配慮しなければならない。
- (3) 自宅等で使用する場合は、自宅等の Wi-Fi 等に接続させることができる。駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）への接続はセキュリティの関係上禁止する。
- (4) 自宅等で利用するために必要となる通信に係る経費は、利用者の負担とする。

#### 4 生徒購入物品について

- (1) 生徒購入物品（タッチペン・タブレット用バッグ等）は、学校で一括購入し、生徒に配布する。
- (2) タッチペン・タブレット用バッグ等は、原則として学校で配付されたものを使用する。破損・紛失等の場合は、代替品を個人で購入してもよいが、華美でないものを使用する。

#### 5 健康面への配慮

- (1) 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30 cm 以上離す。
- (2) 長時間継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休める。

#### 6 トラブルが起きた場合の対応

- (1) 貸与物品の毀損（故障や破損等）、紛失が発生した場合は、当該生徒は教務部情報課担当者
- に直ちに報告しなければならない。
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由により貸出物品に毀損等が発生した場合、利用者は修繕費等を負担しなければならない。
  - (3) ネットトラブルに関しては、本校担当教員又は次の相談窓口

[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](#)（電話 0120-494-100）

## 7 その他

貸与物品は定期的に学校で回収し、点検等を行う。貸与を受けた生徒は、貸与物品の提出の指示があれば、速やかに提出しなければならない。

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	令和4年12月23日	

## 「学習用タブレット端末貸与等に係る遵守事項」

令和4年5月11日

- 1 貸与を受けた生徒及び保護者等は、学校長から貸与物品の管理運営に当たり、必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 2 貸与物品の管理について
  - (1) 貸与を受けた生徒及び保護者等は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて、学校長の指示に従い、細心の注意をもって管理しなければならない。
  - (2) 貸与期間中は、原則として生徒及び保護者等が貸与物品を管理する。
  - (3) 貸与物品は、原則として、毎日学校に持参し、自宅に持ち帰るものとする。
  - (4) 貸与物品の充電は、自宅で行うものとする。
  - (5) 貸与を受けた生徒は貸与物品の管理について以下の行為をしてはならない。
    - ・貸与を受けた生徒以外の者(教職員及び保護者等を除く)に使用させ、又は転貸する。
    - ・貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損する。
    - ・貸与物品に装飾等を行う。
    - ・貸出開始時の状態に復旧できない状態にする。
    - ・貸与物品に許可なくソフトウェアをインストールしたり、本体の設定を変更したりする。
    - ・その他貸与物品の貸与の目的に反する。
- 3 貸与物品の使用について
  - (1) 貸与物品は、本校内での学習活動及び自宅での家庭学習活動に利用することとし、学習活動以外の使用は禁止する。校内で使用する場合は、本校の授業・課外授業・特別活動等に関する学習活動のみに利用すること。部活動等で使用する際は顧問の指導の下で行う。
  - (2) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行わなければならない。特に、自己や他者の個人情報の漏洩にならないように、十分に配慮しなければならない。
  - (3) 貸与物品のハードディスク内に、データを保存してはならない。
  - (4) 学習活動に関わりのない写真や動画等を、貸与物品を用いて撮影してはならない。また、学習活動に関わりある写真や動画等であっても、プライバシーの侵害にならないように十分に配慮しなければならない。
- 4 通信の設定について
  - (1) 自宅等で使用する場合は、自宅等の Wi-Fi 等に接続させることができる。駅や店舗等の公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi スポット等)への接続はセキュリティの関係上禁止する。
  - (2) 自宅等で利用するために必要となる通信に係る経費は、利用者の負担とする。
- 5 貸与物品の毀損、紛失等について
  - (1) 貸与物品の毀損(故障や破損等)、紛失が発生した場合は、当該生徒は教務部情報課担当者に直ちに報告しなければならない。
  - (2) 利用者の責めに帰すべき事由により貸出物品に毀損等が発生した場合、利用者は修繕費等を負担しなければならない。

(裏面)

## 6 貸与物品の点検等について

貸与物品は定期的に学校で回収し、点検等を行う。貸与を受けた生徒は、貸与物品の提出の指示があれば、速やかに提出しなければならない。

## 7 貸与期間・貸与の取り消し・貸与物品の返却

- (1) 貸与期間は、貸与を決定した日から、本校に在籍する期間内とする。
- (2) 貸与を受けた生徒は、貸与終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- (3) 貸与期間内であっても、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき、貸与の決定を取り消すことがある。
- (4) 貸与の取り消しが行われた場合、学校が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

## 8 生徒購入物品について

- (1) 生徒購入物品(タッチペン・タブレット用バック等)は、学校で一括購入し、生徒に配付する。
- (2) タッチペン・タブレット用バック等は、原則として学校で配付されたものを使用すること。破損・紛失等の場合は、代替品を個人で購入してもよいが、華美でないものを使用する。

## 9 アカウントの取り扱いについて

- (1) 自分のアカウント・パスワードなどのメモは、他人に見られないように適切に管理する。
- (2) パスワードは、第三者に教えない。

## 10 健康面への配慮について

- (1) 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離30cm以上離す。
- (2) 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休める。

## 11 ネットトラブルについて

ネットトラブルに関しては、上記本校担当教員又は次の相談窓口にご相談する。  
福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口(電話 0120-494-100)



令和〇年〇月〇日

第一学年保護者等 各位

福岡県立明善高等学校  
校長 〇〇 〇〇

学習用タブレット端末等の貸与について

薫風の候、保護者等の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、生徒の学習環境をより一層整備するため、全生徒に学習用タブレット端末等の貸与を行います。貸与できる情報機器端末が県から支給され、準備が整った学年から順次貸与いたします。

つきましては、まず第一学年生徒に下記の要領で貸与いたします。保護者等の皆様は別紙「学習用タブレット端末等貸与に係る遵守事項」を御確認の上、「学習用タブレット端末等貸与受領書」を御提出いただきますようお願いいたします。また、生徒が適切に使用しますように御指導をよろしく願います。

本校の教育活動が充実したものとなるように引き続き努力を重ねてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

氏名	1年 〇組 〇番 明善 太郎
貸与物品	○学習用タブレット端末(NEC Chromebook Y2 LTE ) 管理番号(KSPC164-4300110) 学校管理番号(No.300) ○充電ケーブル
貸与期間	貸与を決定した日から本校に在籍する間
【備考】 別紙「学習用タブレット端末貸与に係る遵守事項」を御確認ください。	

----- 切り取り線 -----

福岡県立明善高等学校長 殿

学習用タブレット端末等貸与受領書

下記の貸与物品を受領しました。「学習用タブレット端末貸与に係る遵守事項」を厳守して使用し、貸与期間終了時には遅滞なく返還いたします。

貸与物品	○学習用タブレット端末(NEC Chromebook Y2 LTE ) 管理番号(KSPC164-4300110) 学校管理番号(No.300) ○充電ケーブル
------	--

生徒氏名 1年 〇組 〇番 明善 太郎

保護者等氏名

印